

国見町障害支援区分認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 26 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 15 号

国見町障害支援区分認定審査会規則の一部を改正する規則

第 5 条を第10条とし、第 4 条の次に次の 5 条を加える。

(報償費)

第 5 条 審査会 1 回当たりの報償費は、委員 1 人10,000円とする。

2 会長は報償費に2,000円を上乗せした額とする。

(支払時期)

第 6 条 報償費の支払は、月末締めで翌月支払うものとする。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 8 条 審査会に会長を 1 名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(委員の構成及び分野の均衡)

第 9 条 委員は、障がい者の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 前項の規定による任命に当たっては、特定の専門分野に偏ることがないように、保健、医療及び福祉の各分野から均衡に配慮して選任しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年5月26日から施行する。